

令和3年度 文教委員会資料④

【議案第165号】

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市市民ミュージアム条例の改正について

資料2 川崎市市民ミュージアム条例 新旧対照表

資料3 川崎市岡本太郎美術館条例 新旧対照表

資料4 川崎市青少年科学館条例 新旧対照表

資料5 川崎市立日本民家園条例 新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和3年11月24日)

川崎市市民ミュージアム条例の改正について

1 主な改正内容

(1) 削除する規定

指定管理者（第3条の2～第3条の4）	直営による管理にするため、指定管理者に係る規定の削除
利用時間及び休館日（第4条）	現施設は開館しないため削除
観覧料（第5条）	公の施設の利用料金として観覧料を定めた規定のため削除
特別利用（第6条）	公の施設の利用として定めた規定のため削除 ※特別利用＝熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用
施設及び設備の利用（第3条第1項第7号、第7条～第14条、第17条）	貸館等施設を利用する規定のため削除
観覧料等の減免・返還（第15～16条）	観覧料等の条項の削除に伴い削除 ※観覧料等の返還について、附則に経過措置を設ける。

(2) 一部を改める規定

目的（第1条）	「等」は貸館事業を指すため、「こと等」を「こと」に改正
損害の賠償（第18条）	施設を利用しないため、「又は施設等」の削除
委任（第19条）	条例施行規則を廃止するため、「規則で」を「市長が」等の改正

(3) 追加する規定

事業（第3条）	特別利用に係る規定の追加
職員（新第4条）	管理運営の見直しに伴う、職員の配置

2 附則で定める事項

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

観覧料（共通利用券及び特別入場券に限る。）に係る返還（第16条）について、経過措置を設ける。

(3) 関係する条例の一部改正

川崎市岡本太郎美術館条例、川崎市青少年科学館条例、川崎市日本民家園条例に規定する共通利用券の利用対象施設から、市民ミュージアムを削除する改正を行う。

川崎市市民ミュージアム条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号 川崎市市民ミュージアム条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うことにより、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。 (位置)</p> <p>第2条 市民ミュージアムの位置は、川崎市中原区等々力1番2号とする。 (事業)</p> <p>第3条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。 (1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。 (2) 資料等を熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用に供すること。 (3) 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。 (4) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。 (5) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。 (6) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。 (7) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。</p>	<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号 川崎市市民ミュージアム条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。 (位置)</p> <p>第2条 市民ミュージアムの位置は、川崎市中原区等々力1番2号とする。 (事業)</p> <p>第3条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。 (1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。 (2) 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。 (3) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。 (4) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。 (5) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。 (6) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。 (7) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。</p>

改正後	改正前						
(削除)	<p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第3条の2 <u>市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民ミュージアムの管理を行わせる。</u></p> <p><u>(1) 市民ミュージアムの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が、市民ミュージアムの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った市民ミュージアムの管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p>2 <u>前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p>						
(削除)	<p>第3条の3 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市民ミュージアムの管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p>						
(削除)	<p>第3条の4 <u>指定管理者は、資料等の収集、保管、展示等を行う業務その他の市民ミュージアムの管理のために必要な業務を行わなければならない。</u></p> <p><u>(利用時間及び休館日)</u></p>						
<p><u>(職員)</u></p> <p>第4条 <u>市民ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。</u></p>	<p>第4条 <u>市民ミュージアムの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p>						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 1209 1319 1256">利用時間</td> <td data-bbox="1321 1209 2063 1256">午前9時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1257 1319 1303">休館日</td> <td data-bbox="1321 1257 2063 1303">(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1305 1319 1351"></td> <td data-bbox="1321 1305 2063 1351">(2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）</td> </tr> </table>	利用時間	午前9時30分から午後5時まで	休館日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）		(2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
利用時間	午前9時30分から午後5時まで						
休館日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）						
	(2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）						

改正後	改正前	
		(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
(削除)	<p><u>(観覧料)</u></p> <p>第5条 <u>市民ミュージアムが行う企画展の展示会場へ入場しようとする者は、指定管理者に観覧料を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>観覧料の額は、別表第1に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>観覧料は、指定管理者の収入とする。</u></p>	
(削除)	<p><u>(特別利用)</u></p> <p>第6条 <u>資料等について熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の許可を受けた者は、指定管理者に特別利用料を支払わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の特別利用料は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、第1項の許可を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき、その他指定管理者が管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>5 <u>特別利用料の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>6 <u>特別利用料は、指定管理者の収入とする。</u></p>	
(削除)	<p><u>(施設等の利用許可)</u></p> <p>第7条 <u>別表第3に掲げる市民ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	
(削除)	<p><u>(施設等の利用料金)</u></p> <p>第8条 <u>前条の許可を受けた者（以下「施設等利用者」という。）は、指定</u></p>	

改正後	改正前
(削除)	<p><u>管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>（施設等の利用許可の制限）</u></p>
(削除)	<p>第9条 <u>指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるときは、第7条の許可をしない。</u> <u>（施設等の利用許可の取消し等）</u></p> <p>第10条 <u>指定管理者は、施設等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第7条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p><u>（1）利用の目的に反したとき。</u></p> <p><u>（2）秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。</u></p> <p><u>（3）偽りその他不正な行為により第7条の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>（4）災害その他の事故により利用できなくなったとき。</u></p> <p><u>（5）工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</u></p> <p><u>（6）前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u> <u>（施設等の変更禁止）</u></p>
(削除)	<p>第11条 <u>施設等利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>（施設等の利用権の譲渡等の禁止）</u></p>
(削除)	<p>第12条 <u>施設等利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>貸してはならない。</u> <u>(原状回復)</u></p> <p>第13条 <u>施設等利用者は、施設等の利用を終了し、又は第7条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</u> <u>(取消し等による損害の責任)</u></p>
(削除)	<p>第14条 <u>市及び指定管理者は、第10条第5号に該当する場合を除き、第7条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって、施設等利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</u> <u>(観覧料等の減免)</u></p>
(削除)	<p>第15条 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第5条第1項に規定する観覧料、第6条第2項に規定する特別利用料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(観覧料等の返還)</u></p>
(削除)	<p>第16条 <u>既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(入館等の制限)</u></p>
(削除) (損害の賠償)	<p>第17条 <u>指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。</u> <u>(損害の賠償)</u></p>
第5条 <u>資料等__を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (委任)	第18条 <u>資料等又は施設等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (委任)
第6条 <u>この条例の施行に<u>関し</u>必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</u>	第19条 <u>この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</u>

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日前に支払われた観覧料（共通利用券及び特別入場券に限る。）に係る改正前の条例第16条の規定による返還については、なお従前の例による。この場合において、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;"><u>別表第1（第5条関係）</u></p> <p>1 普通観覧料</p> <table border="1" data-bbox="1169 620 2067 715"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>単位</u></th> <th style="text-align: center;"><u>金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1回</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" data-bbox="1169 761 2067 901"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>種別</u></th> <th style="text-align: center;"><u>金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市民ミュージアムにおいて市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</u></p> <p>(2) <u>川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</u></p> <p>(3) <u>川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</u></p> <p>(4) <u>川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</u></p>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	1人1回	2,000円	<u>種別</u>	<u>金額</u>	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
<u>単位</u>	<u>金額</u>										
1人1回	2,000円										
<u>種別</u>	<u>金額</u>										
100円券12枚つづり	1,000円										
100円券25枚つづり	2,000円										

改正後	改正前																																															
(削除)	<p>3 特別入場券</p> <p>指定管理者は、7,000円の範囲内であらかじめ市長の承認を得て、定期券その他の特別入場券を発行することができる。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>特別利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td>1点 1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>模写</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>模造</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>拓本</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>撮影</td> <td>1点</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>原板使用</td> <td>1枚</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	特別利用料	熟覧	1点 1日	200円	模写		1,000円	模造		1,000円	拓本		1,000円	撮影	1点	300円	原板使用	1枚	2,000円																										
区分	単位	特別利用料																																														
熟覧	1点 1日	200円																																														
模写		1,000円																																														
模造		1,000円																																														
拓本		1,000円																																														
撮影	1点	300円																																														
原板使用	1枚	2,000円																																														
(削除)	<p>別表第3（第7条、第8条関係）</p> <p>1 施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>午前9時30分 から 午後0時30分 まで</th> <th>午後1時30分 から 午後5時まで</th> <th>午前9時30分 から 午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホ ニ ル</td> <td>映像ホール</td> <td>7,800円</td> <td>9,100円</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニホール</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>研 修 室</td> <td>研修室1</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室2</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室3</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>展 示 室</td> <td>企画展示室1</td> <td></td> <td></td> <td>46,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企画展示室2</td> <td></td> <td></td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アートギャラリー</td> <td></td> <td></td> <td>75,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額			午前9時30分 から 午後0時30分 まで	午後1時30分 から 午後5時まで	午前9時30分 から 午後5時まで	ホ ニ ル	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円		ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円	研 修 室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円		研修室2	1,200円	1,400円	2,600円		研修室3	1,200円	1,400円	2,600円	展 示 室	企画展示室1			46,500円		企画展示室2			45,000円		アートギャラリー			75,000円
種別	金額																																															
	午前9時30分 から 午後0時30分 まで	午後1時30分 から 午後5時まで	午前9時30分 から 午後5時まで																																													
ホ ニ ル	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円																																												
	ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円																																												
研 修 室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円																																												
	研修室2	1,200円	1,400円	2,600円																																												
	研修室3	1,200円	1,400円	2,600円																																												
展 示 室	企画展示室1			46,500円																																												
	企画展示室2			45,000円																																												
	アートギャラリー			75,000円																																												

改正後	改正前										
		多目的ギャラリー	9,000円								
	1										
		多目的ギャラリー	7,500円								
	2										
	逍遥展示空間	30分につき 2,300円									
	<p>備考</p> <p>1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。</p> <p>2 ホール、展示室又は逍遥展示空間の利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 715 2065 906"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>30割</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第4条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後5時から午前9時30分までの時間に限る。）に利用するときの施設利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、ホール又は研修室を利用する場合にあっては利用日の午後1時30分から午後5時までの利用時間の区分（以下「午後の区分」という。）の規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、展示室を利用する場合にあっては利用日の午前9時30分から午後5時までの利用時間の区分の規定利用料の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、逍遥展示空間を利用する場合にあっては規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨て</p>			入場料金	増額の割合	1,000円未満	15割	1,000円以上3,000円未満	20割	3,000円以上	30割
入場料金	増額の割合										
1,000円未満	15割										
1,000円以上3,000円未満	20割										
3,000円以上	30割										

改正後	改正前						
	<p>る。)とする。</p> <p>4 午後0時30分から午後1時30分までの時間（以下「中間時間」という。）においてホール又は研修室を利用する場合（午前9時30分から午後0時30分までの利用時間の区分（以下「午前の区分」という。）又は午後の区分を利用する場合に限る。）の施設利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、午前の区分の規定利用料（第1項又は第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="1173 667 2063 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 667 1850 715">単位</th> <th data-bbox="1850 667 2063 715">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 715 1850 762">1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、1枚、</td> <td data-bbox="1850 715 2063 762">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 762 1850 804">1キロワットその他1単位 1回</td> <td data-bbox="1850 762 2063 804"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 本表においては、映像ホール、ミニホール又は研修室の利用にあつては午前の区分、午後の区分をそれぞれ1回として、企画展示室、アートギャラリー、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用にあつては4時間までごとに1回として扱う。</p> <p>2 映像ホール、ミニホール又は研修室を午後5時から午前9時30分までの時間に利用する場合の設備利用料の額は、4時間までごとに1回として扱う。</p> <p>3 映像ホール、ミニホール又は研修室を中間時間において利用する場合の設備利用料の額は、30分につき、午前の区分を単位として利用した場合の規定利用料の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	単位	金額	1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、1枚、	10,000円	1キロワットその他1単位 1回	
単位	金額						
1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、1枚、	10,000円						
1キロワットその他1単位 1回							

川崎市岡本太郎美術館条例 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市岡本太郎美術館条例 平成11年3月19日条例第25号</p> <p>(略)</p> <p>(観覧料)</p> <p>第9条 常設展又は企画展の展示会場へ入場しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。</p> <p>(1) 美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場 (削除)</p> <p>(2) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(3) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p> <p>(略)</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円	<p>○川崎市岡本太郎美術館条例 平成11年3月19日条例第25号</p> <p>(略)</p> <p>(観覧料)</p> <p>第9条 常設展又は企画展の展示会場へ入場しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。</p> <p>(1) 美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p>(2) <u>川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</u></p> <p>(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p> <p>(略)</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												

川崎市青少年科学館条例 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号</p> <p>(略)</p> <p>(入館料及び観覧料)</p> <p>第9条 科学館の入館料は、無料とする。</p> <p>2 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第1に定める区分によりプラネタリウム観覧料を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の観覧等については、この限りでない。</p> <p>(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧 (削除)</p> <p>(2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p>(3) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p> <p>(略)</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円	<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号</p> <p>(略)</p> <p>(入館料及び観覧料)</p> <p>第9条 科学館の入館料は、無料とする。</p> <p>2 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第1に定める区分によりプラネタリウム観覧料を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の観覧等については、この限りでない。</p> <p>(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</p> <p>(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p>(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p> <p>(略)</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												

川崎市立日本民家園条例 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号</p> <p>(略)</p> <p>(入園料)</p> <p>第10条 前条第1項の許可を受けて入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。</p> <p>(1) 民家園への入園 (削除)</p> <p>(2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p>(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(略)</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円	<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号</p> <p>(略)</p> <p>(入園料)</p> <p>第10条 前条第1項の許可を受けて入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p>2 共通利用券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入園等に利用することができる。 ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入園等については、この限りでない。</p> <p>(1) 民家園への入園</p> <p>(2) <u>川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</u></p> <p>(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p> <p>(4) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p> <p>(略)</p>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												